富山市物品購入等、清掃及び設備保守点検等業務委託入札心得

(趣旨)

第1条 富山市が発注する物品の購入、修繕、借入れ若しくは売り払い等又は庁舎等の清掃、受付、警備及び各種設備の保守点検等の業務委託の契約に係る競争入札を行う場合の取扱については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号)その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札等)

- 第2条 入札参加者は、この心得、仕様書(設計書)及び公告又は指名通知書を熟覧の上、 入札しなければならない。ただし、仕様書等に疑義がある場合には、入札の日(期間を 定めて行う入札にあっては、当該期間の末日)の前日(一般競争入札の場合は公告に示 した日)まで関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は、所要の事項を明記し、記名し、封かんの上、入札者の氏名、件名、入札 (開札)日及び「入札書在中」と記載して、所定の日時までに所定の場所に指定された 方法で提出しなければならない。ただし、市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含 む。以下同じ。)と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電 子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)による入札が指定さ れている場合には、入札書は、その入力画面において作成し、公告又は指名通知書に示 した日時(以下「受付締切日時」という。)までに電子入札システム又は公有財産売却 システム(以下「電子入札システム等」という。)により提出する。
- 3 入札参加者は、入札に当たっては、入札価格の積算内訳書を提出しなければならない (提出することを指定された場合に限る。)。ただし、電子入札による場合の入札参加 者の積算内訳書は、電子入札システム等により提出しなければならない。
- 4 入札者は、一度提出した入札書を書替え、引換え、又は撤回をすることができない。 また、電子入札による場合においては、一度送信した入札書を撤回することはできない。
- 5 入札参加者は、代理人が入札する場合にはその委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定 に該当する者を入札の代理人とすることができない。

- 8 入札の執行を妨害した入札者には、退場を命ずることができる。 (入札の辞退)
- 第3条 入札参加者は、入札を辞退する場合には、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出る。
 - (1) 出場による競争入札の場合にあっては、入札執行前においては、入札辞退届を契約 担当課に直接持参し、又は送付(入札日の前日(富山市の休日を定める条例(平成1 7年富山市条例第2号。)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を 除く。)までに到着するものに限る。)して行う。また、入札執行中においては、入 札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。
- (2) 電子入札による場合にあっては、入札書の提出前においては、入札辞退届をその入 力画面において作成の上、受付締切日時までに電子入札システム等により提出し、又 は契約課に直接持参し、若しくは送付して行う。入札書の提出後においては、入札辞 退届を受付締切日時までに契約課に直接持参し、又は送付して行う。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 3 指名競争入札を行う場合は、初度の入札において、入札の辞退により、入札者が1人の場合には、入札の執行を中止する。

(公正な入札の確保)

- 第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格 又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

- 第5条 入札参加者が独占禁止法等に抵触する行為、その他不正若しくは不穏の行為をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認める場合には、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。
- 2 入札開始前に入札参加者がない場合は、入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を 提出した者がない場合又は指名競争入札において、入札開始後に有効な入札書を提出し

た者が1者である場合は、入札を不調とする。

(無効の入札)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 所定の日時までに所定の場所に到着しない入札
 - (4) 指定した方法以外で提出された入札
 - (5) 記名のない入札
 - (6) 入札金額を訂正した入札
 - (7) 入札書の記載事項が不明瞭であり、意思表示が確認できない入札
 - (8) 明らかに独占禁止法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
 - (9) 同一人の同一事項に関する2通以上の入札
 - (10) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (11) 予定価格を上回る価格(売払い又は貸付けにあっては、下回る価格)を提示した入札
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(開札)

- 第7条 開札は、指定した場所において、指定した時刻に、入札者立ち会いの上、行う。
- 2 電子入札による場合の開札にあっては、電子入札システム等上において行い、当該入 札者(その者に雇用される者を含む。)のうち、立会いを希望する者を立ち会わせるこ とができる。
- 3 前項の開札において、立会いを希望する者は、受付締切日時までに開札立会申込書を 契約担当者に提出しなければならない。この場合において、立会いを希望する者が多い ときは、契約担当者は、立会人の数を制限することがある。

(落札者の決定)

第8条 入札者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

第9条 削除

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合には、直ちに当該入札者に

くじを引かせて落札者を決定する。

- 2 電子入札による場合にあっては、原則として電子入札システムの電子くじにより落札 者を決定する。ただし、電子くじによらない場合は、指定する日時及び場所に参集を求 め、くじを引かせて落札者を決定する。
- 3 前2項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき(前項後段の場合において、指定する日時及び場所に参集しない者があるときを含む。)は、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 4 公有財産売却システムについては、同条の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

- 第11条 落札者は、落札決定の日から起算して5日以内(休日を除く。)に契約を締結 しなければならない。
- 2 契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合の契約に係る前項の規定の適用については、同項中「落札決定の日から起算して5日以内(休日を除く。)に」とあるのは、「速やかに」とする。
- 3 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しない場合には、落札者としての権利 を失う。
- 4 落札者が、落札決定後、契約締結までの間において、入札に参加する資格の要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

(異議の申立)

第12条 入札者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附則

この心得は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この心得は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この心得は、平成19年12月1日から施行する。

附則

この心得は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- この心得は、平成21年10月9日から施行する。 附 則
- この心得は、平成23年10月1日から施行する。 附 則
- この心得は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この心得は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この心得は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この心得は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この心得は、令和5年10月1日から施行する。